

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

サイン証明によるUAEアブダビ首長国向け食品の 産地証明の発給について

福島原発事故による放射性物質拡散に伴い、各国・地域により輸入規制措置が講じられ、日本から輸出する貨物の産地証明書や放射性物質の汚染状況に関する証明書などが求められるケースがあります。

これまで、UAEアブダビ首長国への輸出に関し、指定地域外で生産・加工された食品については政府機関による産地証明書が必要でしたが、今般、**各地商工会議所が発行するサイン証明でも対応可能となりました**ので、次のとおりお知らせします。

記

●サイン証明の対象となる輸出品目

日本国内の指定地域以外で生産・加工された、生鮮食料品ならびに加工食品（食品添加物等を含む）。なお、加工食品の産地は最終加工地を意味します。

※指定地域（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、静岡、秋田、岩手、長野、山梨、埼玉、東京、千葉）で生産・加工された食品については指定検査機関による放射性物質検査結果報告書が必要ですのでご注意ください。

※水産物、水産物加工品については水産庁で産地証明書を発行しています。

※UAEアブダビ首長国への食品輸出については農水省のウェブサイトでご確認ください。
(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#uae)

●サイン証明の発給について

- ・対象：自己宣誓によるアブダビ首長国向け日本産食品の原産地（原産都道府県）証明
- ・期間：2012年10月30日（火）～
 - ※UAEアブダビ首長国が日本産食品の輸入規制を解除する場合は、解除日をもってサイン証明の発給を終了します。
- ・様式：指定の様式はありません。作成にあたっては次ページのシンガポール向け産地証明の様式をご参照ください。

以 上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部（貿易証明係）

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348

ご参考

太字の箇所は記入例です

(申請者のレターヘッド)

申請者のレターヘッドを使用

Date: **November 1st, 2012**

書類の作成日

Certificate of Production Place

We hereby certify that the following products were produced in **Hyogo and Okayama** prefecture.

産地の都道府県名

Invoice No.: **NEI-0158** (インボイス番号)

Shipping Date: **Nov 12th, 2012** (船積み日)

Shipping per: **Ocean Bridge** (船名)

Shipping from: **Kobe** (出港地), **Japan to Singapore**

Products, Quantity, and Production Place:

<u>Products</u>	<u>Quantity</u>	<u>Production place</u>
Peaches	10kg/box, 50 boxes	Hyogo prefecture
Carrots	10kg/box, 20 boxes	Okayama prefecture
Sweet potatoes	20kg/box, 30boxes	Hyogo prefecture
Japanese radishes	10kg/box, 20boxes	Okayama prefecture
製品名	数量・重量	都道府県名

Signature Verified by
The ○○ Chamber of Commerce and Industry

(申請者 英文社名)



Taro Kaigisyo

Taro Kaigisyo OCT. 1. 2009

(申請者サイン)

(申請者英文氏名)

(申請者英文役職)

No. ××××××

商工会議所使用欄。
申請者は空白で申請